

【中東アフリカ IP 情報】 UAE ドバイ国際金融センター知財法規則に関する意見募集開始

2021年4月15日
ジェトロ・ドバイ事務所

2021年4月14日、ドバイ国際金融センター（DIFC: Dubai International Financial Centre）が DIFC 知財法規則(DIFC Intellectual Property Regulations)に関する意見募集を開始したことを UAE 国営通信(WAM)が報じた。この意見募集は、特に、DIFC ですでに営業している企業や営業を検討している企業、または、専門家などを対象として行うものである。意見募集の締め切りは 2021年5月9日である。

DIFC は金融フリーゾーンで独自の法的枠組みと裁判所があり、2019年11月に DIFC 知財法(DIFC Intellectual Property Law No. 4 of 2019)が施行されている¹。DIFC 知財法では、既存の UAE 連邦の知財法に基づき登録された知財権が DIFC 内で有効であることを規定し、それら権利が行使できる法的枠組み制定している。しかしながら、DIFC 知財法では、知財侵害に関する苦情や紛争の対応手続きに関して規定されていなかった。今般、DIFC 知財法規則が提案され、苦情申し立ての具体的な手続き(2.1.2 章)、苦情申し立てに必要なとされる書類(2.1.3 章)、苦情申し立ての捜査や決定を補佐する専門家(Experts)の登録制度(2.3 章)、さらには、権利執行に関する連邦政府機関やドバイ首長国政府機関との連携(5 章)などが規定されている。

－ UAE 国営通信(WAM)による発表(英語)は、以下参照 －

<https://wam.ae/en/details/1395302927214>

－ DIFC による発表(英語)は、以下参照 －

<https://www.difc.ae/business/laws-regulations/consultation-papers/>

(了)

¹ https://www.jetro.go.jp/ext_images/lpnews/middle_east/ME_IP_Newsletter_202039rev2.pdf